

コートジボワール共和国第3憲法

(2016年10月30日制定)

佐藤 章 訳*

* * *

前文

われわれコートジボワール人民は、
われわれの独立と国のアイデンティティを
自覚し、国民と人間性に対し、われわれの歴
史的な責任を負う。

コートジボワールが、今後も変わりなく歓
待の土地であることを精神に刻み、

われわれの政治と憲法がたどった歴史の教
訓に学び、友愛に満ちて一致連帯し、平和に
繁栄するひとつの国民を打ち立てることを望
み、政治の安定を保つよう心を配り、

われわれのエトニー、文化、宗教の多様性
を尊重し、複数のエトニーと複数の人種から
なるひとつの国民を、国民主権の原理に立っ
て建設することを決意し、

この多様性を敬い、団結することが、労働
と規律をとおして、経済を進歩させ、全員の
社会的充足をもたらすとの信念を持ち、

政治、エトニー、宗教への寛容さと、諸文
化同士の赦しと対話により、われわれの団結
が強まり、国民和解のプロセスが深まり、社
会の団結へと向かう、多元主義の根本をなす
素地が築かれると確信し、

文化的、精神的、倫理的価値の尊重への深
い思慕を確認する。

政府の共和政体と国家の非宗教性を護り、
維持するとの、逆行することのないわれわれ
の誓いを、いかなるときにも皆に喚起し、

1945年の国連憲章、1948年の普遍的な人権宣
言、1981年の人間と人民の権利についてのア
フリカ憲章とその追加議定書、2001年のアフ

リカ連合創設文書などに代表される、コート
ジボワールが加盟した国際法の文書で定義さ
れているとおりの、人権、公的自由、人間の
尊厳、正義、よき統治が振興、擁護、保障さ
れるような、ひとつの法治国家の建設に向け
た、われわれの決意を新たにす。

立憲主義的合法性と民主的な制度に深い愛
着を持ち、

民主的な選挙こそ、人民が自由に統治者を
選出する、まさにその手段であるとみなし、

自由で透明な選挙の実施に立脚した多元的
な民主主義、ならびに諸権力の分離と均衡と
いう原則への、われわれの敬愛を宣言する。

非民主的な方法による権力の獲得と維持を
糾弾する。

憲法に反する政府の変更をすべからず非難
し、その罪を犯す者が法の厳格さの責めに遭
うことを宣言する。

われわれは、以下の誓約を言明する。

- 一国の領土の一体性を維持すること
- 一国の資源に対するわれわれの主権を守り、
全員の充足に資する公正な活用を保障す
ること
- 男性と女性のあいだの平等を促進するこ
と
- 公の事柄の運営において透明性を促進す
ること
- われわれの文化遺産を保護し、保存する
こと
- 未来の世代のために、健康な気候と環境
を残すことに貢献すること

われわれは、アフリカ統一の実現を視野に

入れ、地域、下位地域での統合の促進を誓約する。

国民と人間性に照らし、自由かつ厳粛に、本憲法を、この前文を不可分の一部とする国家の基本法律として承認し、採択する。

第1章 権利、自由、義務

第1条 [国家と憲法]

コートジボワール国家は、本憲法で言明された権利と自由と義務を認識する。コートジボワール国家は、これらの効果的な適用を保障するための、すべての必要な措置をとることを誓う。

第1節 権利と自由

第2条 [人間]

人間は神聖である。

人間の権利は、不可侵である。

すべての個人は、人間の尊厳の尊重と法律上の人格を認知される権利がある。

第3条 [生命]

生命への権利は、不可侵である。

何人も、他者の生命を奪う権利を持たない。

死刑は廃止される。

第4条 [自由と平等]

すべてのコートジボワール人は、法のもとに自由で平等に生まれ、そうあり続ける。

何人も、人種、エトニー、クラン、部族、肌の色、性、地域、社会的出自、宗教や信仰、意見、富、文化や言語の相違、社会的境遇、身体と精神の状態を理由に、優遇や差別をされない。

第5条 [暴力の非難]

奴隷制、人身取引、強制労働、身体や精神

への拷問、非人間的で残酷であったり、品位を貶める侮蔑的な扱い、身体的暴力行為、女性器切除、ならびに人身に対するあらゆる形態の卑劣行為は、禁止される。

同様に、明瞭な同意のない人に対する医学や科学の実験と、商業や神秘主義を目的とする臓器の取引も禁止される。ただし、すべての人は、法律で定められた条件のもとで、自らの臓器を提供する権利がある。

第6条 [司法]

自由で平等な司法へのアクセスという万人の権利は、保護され、保障される。

すべての人は、公正な審理と、法律で定められた適切な期間のうちになされる判決を受ける権利がある。

国家は、近隣法廷の発展を促進する。

第7条 [罪刑法定主義など]

何人も、とがめの対象となる事象より前に審署された法律の名においてしか、起訴、逮捕、勾留、取り調べを受けない。

何人も、恣意的に逮捕、起訴、拘束されない。

逮捕や拘束をされたすべての人は、尊厳が保たれた人間的な扱いを受ける権利がある。

逮捕や拘束をされたすべての人には、その理由と自身の権利について、当人が理解できる言語によって速やかに説明がなされなければならない。

すべての被告人は、弁護に欠かせないすべての保証が提供された公正な審理ののちに有罪が確立されるまでは、推定無罪である。

第8条 [住居]

住居は不可侵である。これへの侵害と制限は、法律によってしかもたらされない。

第9条 [教育・職業訓練・保健]

すべての人は、教育と職業訓練を受ける権利がある。

すべての人は、同様に、保健サービスにアクセスする権利がある。

第10条 [子ども・教育]

学校は、法律で定められた条件のもとで、両性の子どもにとって義務である。

国家と地方公共団体は、子どもの教育を保障する。国家と地方公共団体は、この教育に適した条件を創出する。

国家は、公立の普通教育、技術教育、職業訓練、ならびに、あらゆる分野での履修課程の拡大を、質に関する国際的基準と労働市場での需要との関係にのっとり、促進し、発展させることを保障する。

私立学校、非宗教的な民間部門、宗教的コミュニティもまた、法律で定められた条件のもとで、子どもの教育に携わることができる。

第11条 [所有権]

所有権は、万人に保障される。

公益目的で、かつ、前もって適正な補償がなされる場合を除き、何人たりともその財産を剥奪されない。

第12条 [農村の土地権]

国家、地方公共団体、コートジボワール人の自然人のみが、農村部の土地不動産を入手することができる。獲得された権利は、保障される。

法律が、農村部所有地の構成、ならびに、農村部所有地にあたる土地の所有権、コンセッション、相続に関する規則を定める。

第13条 [経済]

すべての市民の持つ、自由に企業を営む権利は、法律で定められた範囲で保障される。

国家は、貯蓄、資本、投資の安全を監督する。

第14条 [職業・雇用]

すべての人は、職業や雇用を自由に選択す

る権利がある。

公的もしくは民間雇用へのアクセスは、質と能力に応じて、万人に平等である。雇用へのアクセスもしくは実践における、性、エトニー、ならびに、政治的、宗教的、哲学的見解に基づくあらゆる差別は、禁止される。

第15条 [労働・所得]

すべての市民は、しかるべき労働条件と公平な報酬を享受する権利がある。

何人も、法律で水準が定められる割合部分を超えての、租税を理由とした収入の剥奪を受けない。

第16条 [児童労働の禁止]

子どもの労働は、法律で禁止され、罰せられる。

子どもを危険にさらしたり、健康、成長、心身の均衡に害をなす活動に使役することは、禁止される。

第17条 [労働組合]

労働組合の権利とストライキの権利は、民間部門の労働者と公行政の職員に認められる。この権利は、法律で定められた範囲において行使される。

第18条 [公文書]

市民は、法律で定められた条件のもとで、公文書について知り、アクセスする権利がある。

第19条 [思想・表現]

思想の自由と表現の自由、とりわけ良心、哲学上の意見、宗教的信念、礼拝の自由は、万人に保障される。各人は、自らの考えを自由に表明し、広める権利がある。

これらの自由は、法律、他者の権利、国の安全保障、公共の秩序を尊重するかぎりにおいて行使される。

ある社会集団を他の社会集団に対して優越

させることを目的や効果として持つか、人種的、部族的、宗教的な憎悪を助長するあらゆる政治宣伝は、禁止される。

第20条 [結社・集会]

結社、集会、平和的デモの自由は、法律により保障される。

第21条 [居住・移動]

すべてのコートジボワール市民は、国の領土のあらゆる場所に自由に移動し、居を定める権利がある。

すべてのコートジボワール市民は、自由に国を離れ、戻る権利がある。

この権利の行使は、法律によってしか制限されえない。

第22条 [追放の禁止]

いかなるコートジボワール人も、本国からの追放を強いられない。

第23条 [庇護権]

政治的、宗教的、哲学的信念やエスニックな属性を理由に迫害されたすべての人は、共和国の法律に従うかぎりにおいて、コートジボワール共和国の領土で庇護権を享受できる。

第24条 [文化]

国家は、すべての市民に文化への平等なアクセスを保障する。

芸術的、文学的創作の自由は、保障される。

芸術的、科学的、技術的作品は、法律で保護される。

国家は、公共の秩序と良識に反しない文化遺産ならびに慣例と風習を振興し、保護する。

第25条 [政党と政治団体]

政党と政治団体は、共和国の法律ならびに国の主権と民主主義の諸原則を尊重するかぎりにおいて、自由に結成され、活動する。政党と政治団体は法律的に平等であり、同一の

義務に従う。

政党と政治団体は、選挙での表明が実現されるよう協力する。

地域、信仰、部族、エトニー、人種を創設の基盤とする政党と政治団体は禁止される。

合法的に設立された政党と政治団体は、法律で定められた条件のもとで、公的資金を享受できる。

第26条 [市民社会]

市民社会は、民主主義を表現するひとつの構成要素である。市民社会は、国民の経済、社会、文化の発展に貢献する。

第27条 [環境]

健康な環境への権利は、国の領土の全域において、万人に認められる。

国の領土における有毒廃棄物の違法な通過、持ち込み、保管、ならびに排出は、時効のない犯罪を構成する。

第2節 義務

第28条 [憲法・自由・人権]

国家は、憲法、人権、公的自由を守り、尊重することを誓う。国家は、人びとのあいだにこれらを知らしめ、普及させることを監督する。

国家は、学校と大学での教育プログラム、ならびに国防と治安の要員と行政の職員の訓練に、憲法、人権、公的自由を組み込むための必要な措置をとる。

第29条 [民主主義]

国家は、民主的な異議申し立ての権利を保障する。

国の利益に関わる事項について、共和国大統領は、野党側の政党と政治団体の意見を求めることができる。

第30条 [在外居住者]

国家は、国外に居住するコートジボワール人に国民生活への参加を保障する。国家は、彼らの利害を監督する。

第31条 [家族・親権]

家族は、社会の基本構成単位である。国家はその保護を保障する。

親権は、父と母によって、もしくはそれを欠く場合には、法律に適合する他のすべての人によって、行使される。

第32条 [脆弱な立場の人びと]

国家は、脆弱な立場にある人びとがとくに求める必要を保障することを誓う。

国家は、子ども、女性、母親、高齢の人びと、障害状況にある人びとの脆弱さを未然に防ぐための必要な措置をとる。

国家は、脆弱な立場にある人びとが、保健サービス、教育、雇用、文化、スポーツ、余暇へアクセスできるよう保障することを誓う。

第33条 [障害]

国家と地方公共団体は、障害状況にある人びとをすべての形態の差別から保護する。国家と地方公共団体は、公共と民間のすべてのサービスへのアクセスを円滑化することにより、障害状況にある人びとの統合を促進する。

国家と地方公共団体は、障害状況にある人びとを、すべての形態の卑劣行為から保護することを保障する。国家と地方公共団体は、教育、医療、経済の分野ならびにスポーツと余暇の分野における彼らの権利を保障する。

第34条 [若者]

若者は、国家と地方公共団体によって、すべての形態の搾取と放置から保護される。

国家と地方公共団体は、若者の公民教育と道徳教育にふさわしい条件を創出する。

国家と地方公共団体は、本国の社会、経済、文化、スポーツ、政治の発展への若者の参加

を保障するために、すべての必要な措置をとる。国家と地方公共団体は、若者が活力のある生活に自らを溶け込ませ、文化、科学、心理、身体、創造における潜在力を発展させることを支援する。

第35条 [女性]

国家と地方公共団体は、女性の地位向上、発展、保護を保障する。国家と地方公共団体は、女性と未婚女性に対するすべての形態の暴力を根絶するために必要な措置をとる。

第36条 [女性の政治的権利]

国家は、女性の政治的権利を向上させ、被選出者からなる合議体へのアクセス機会を増やすよう努める。

本条の適用方法は、法律で定められる。

第37条 [男女平等]

国家は、労働市場における男女の均等を促進するよう努める。

国家は、諸機関、公行政、さらに企業に関しても、女性の責任を向上させることを奨励する。

第38条 [住居・雇用]

国家は、法律で定められた条件のもとで、市民の住居へのアクセスを促進する。

国家は、市民の雇用へのアクセスを促進する。

第39条 [防衛]

国民ならびに領土の一体性の防衛は、すべてのコートジボワール人にとっての義務である。防衛は、法律で定められた条件のもとで、国の防衛と安全保障にあたる部隊によって排他的に保障される。

第40条 [環境保護]

環境の保護と生活の質の向上は、共同体ならびにすべての自然人と法人にとっての義務

である。

国家は、自国の海域、河川、自然公園、歴史的な景観と記念物を、すべての形態の劣化から保護することを誓う。

国家と地方公共団体は、動植物相を保護するための必要な措置をとる。

環境に深刻かつ不可逆的な影響を及ぼしかねない損害の危険がある場合には、国家と地方公共団体は、慎重さの原則に基づいて評価を行い、想定される危険を防止するための必要な措置をとることを自らの義務とする。

第41条 [腐敗撲滅]

公権力は、公的な事柄の運営においてよき統治を促進し、自他ともに尊重することと、腐敗とそれに類似した違反行為を撲滅することを義務とする。

共和国大統領、共和国副大統領、首相、国家的機関の長もしくは主、政府の構成員、憲法院の構成員、国会議員、司法官の職に就いた人、ならびに、公行政において高位の職務を担うか、公金の管理に携わるすべての人は、法律に従い、自らの財産を申告しなければならない。

第42条 [公共サービス]

国家と地方公共団体は、一般利益の要請に応える良質な公共サービスを万人に保障しなければならない。

第43条 [納税義務]

すべての住民は、法律に従い、納税の義務を負う。

国家は税の徴収と、税逃れ・脱税の撲滅を保障するために必要な措置をとる。

第44条 [公的財産]

公的財産は、不可侵である。

すべての人は、公的財産の尊重と保護を義務づけられている。

第45条 [公的任務]

公的任務へ任命されたり、公的雇用や公共サービスの業務に任じられたすべての市民は、能力、良識、忠誠心をもってそれを遂行する義務を負う。その者は清廉、不偏不党、中立でなければならない。

第46条 [兼任の制限]

兼任は、法律で定められた条件のもとで規制される。

第47条 [法律等の遵守]

本国の領土で生活するすべての人は、コートジボワールの共和国の憲法、法律、規則を遵守することを義務づけられている。

第2章 国家と主権

第1節 共和国の創設原理

第48条 [国家]

コートジボワール国家は、独立し、主権を有する共和国である。

国家の象徴は、オレンジ、白、緑の等幅の縦帯の三色旗である。

国歌は、「ラビジャネーズ」である。

共和国の標語は、「団結、規律、労働」である。

公用語は、フランス語である。

第49条 [共和国]

コートジボワール共和国は、単一にして不可分、非宗教的、民主的、社会的である。

コートジボワール共和国の原則は、人民の、人民による、人民のための政府である。

第2節 主権

第50条 [主権]

主権は人民に属する。

人民のいかなる部分も、いかなる個人も、主権の行使をわがものとしえない。

第51条 [主権の行使]

人民は、国民投票と選出された代表者によって、主権を行使する。

国民投票に訴える条件、ならびに共和国大統領と国会構成員の選出方法は、本憲法によって定められ、組織法律によって明確化される。

国民投票、大統領選挙、立法府選挙、地方選挙の組織を担当する独立委員会は、法律で定められた条件のもとで、独立の行政機関である。法律がその権限と、組織ならびに運営の方法を定める。

憲法院は、国民投票ならびに共和国大統領と国会構成員の選挙の作業の適正性を検査する。

第52条 [参政権]

投票は、普通、自由、平等、秘密である。

18歳以上で、市民的権利と政治的権利を享受するすべての両性のコートジボワール国籍者が、法律で定められた条件のもとで、選挙人である。

第3章 執行権

第1節 執行府の構成

第53条 [執行府]

執行府は、共和国大統領、共和国副大統領、政府によって構成される。

第2節 共和国大統領

第54条 [大統領の地位と職務]

共和国大統領は、国家元首である。共和国大統領は、国民の統一を体現する。共和国大統領は、憲法の尊重を監視する。

共和国大統領は、国家の連続性を保障する。共和国大統領は、国民の独立、領土の一体性、国際的誓約の尊重の保障者である。

第55条 [大統領の任期・被選挙資格]

共和国大統領は、直接普通選挙によって5年の任期で選出される。共和国大統領は、1回しか再選できない。

共和国大統領は、共和国副大統領を選ぶものとし、共和国副大統領は、共和国大統領と同時に選出される。

大統領選挙の立候補者は、市民的権利と政治的権利を享受していなければならない、かつ35歳以上でなければならない。大統領選挙の立候補者は、父もしくは母が生まれながらのコートジボワール人である、コートジボワール国籍のみを持つ者でなければならない。

第56条 [大統領の選出方式]

共和国大統領と共和国副大統領は、2回制の名簿式多数投票で選出される。共和国大統領と共和国副大統領の選出は、投じられた票の絶対多数によってなされる。

第1回投票は、現職の共和国大統領と共和国副大統領の任期5年目の10月の最後の土曜日に行われる。

絶対多数が第1回投票で得られない場合には、第2回投票が行われる。第1回投票で最も多くの投じられた票を集めた2つの立候補者名簿のみが、これに立候補できる。

第2回投票は、現職の共和国大統領と共和国副大統領の任期5年目の11月の最後の土曜日に行われる。

第2回投票で選出となるのは、最も多くの票を集めた立候補者名簿である。

第2回投票で2つの候補者名簿が同票となった場合には、第1回投票で最も多くの投じられた票を得た立候補者名簿が、当選と宣言される。

選挙人の招集は、大臣会議のデクレによってなされる。

第57条 [大統領選挙の延期]

第1回投票の前に、憲法院に受理された立候補者名簿にある立候補者のひとりが不都合の状態となるか死亡した場合には、憲法院は、選挙を担当する独立委員会による付託から72時間以内に、選挙の延期を宣言することができる。

第1回投票の結果、最上位となった2つの立候補者名簿のうちのひとつで、共和国大統領職への立候補者が死亡もしくは不都合の状態となった場合には、選挙を担当する独立委員会の委員長は、速やかに憲法院に付託し、憲法院は、付託から72時間以内に、選挙の延期を決定する。

これら2つの場合には、共和国大統領と共和国副大統領の選挙は、憲法院の決定から30日を超えない期限のあいだに実施される。

第58条 [大統領の就任]

憲法院による確定結果の発表後、選出された共和国大統領は、厳粛法廷にて開廷した憲法院で、憲法に対して宣誓を行う。共和国副大統領は、宣誓式に出席する。

選出された共和国大統領の宣誓は、現職共和国大統領の任期の5年目の12月の第2月曜日になされる。この公開の式典において、選出された共和国大統領は、この職務の資格を授与され、この機会に国民に向けた親書を発表する。

宣誓の文言は、次のとおりである。

「コートジボワールの主権者たる人民に対し、私は、国民の統一を体現すること、国家の連続性を保障し、領土の一体性を守ること、市民の権利と自由を守ること、国民の至高の

利益における当職の責務を良心的に果たすことを、厳粛に、憲法を忠実に尊重し護る名誉にかけて、誓います。願わくは、人民は私への信任を取り下げたまえ、私は法の厳格さに服さん、もし私がこの宣誓を裏切ることあらば。」

第59条 [大統領権限の失効]

現職の共和国大統領と共和国副大統領の権限は、選出された共和国大統領と共和国副大統領の職務開始の日に失効する。

第60条 [大統領の資産公開]

共和国大統領は、職務の開始時と任期の終了時に、会計院に対して、自らの資産の公正なる申告書を作成しなければならない。

職務にあるあいだ、共和国大統領は、法律で定められた条件のもとで会計院から事前に許可された場合を除き、国家ならびに地方公共団体に帰属する公有財産を、本人自身によるものでも仲介者経由によるものでも、一切、取得、賃借することができない。

共和国大統領は、国家ならびに地方公共団体による調達に入札できない。

第61条 [大統領の兼任禁止]

共和国大統領の職務は、国会のあらゆる職務、あらゆる公的雇用、あらゆる職業活動と兼任不可である。

第62条 [大統領職空位時の手続き]

共和国大統領の死亡、辞任もしくは絶対的な職務遂行不可能により共和国大統領職が空席になった場合には、共和国副大統領が、当然の法的権利として、共和国大統領となる。職務開始の前に、共和国副大統領は、厳粛法廷にて開廷した憲法院で宣誓を行う。

新しい共和国大統領の職務は、現在の大統領任期の失効時に終了する。

職務行使の不能を理由とする共和国大統領の絶対的な職務遂行不可能は、政府が構成員

の過半数をもって承認した請求に基づき、当該目的の付託を受けた憲法院によって、速やかに確認される。

共和国副大統領の死亡、辞任もしくは絶対的な職務遂行不可能の場合には、共和国大統領は、憲法院が被選挙資格の確認を執り行ったあとで、新しい共和国副大統領を任命する。共和国副大統領は、法律で定められた条件のもとで、厳粛法廷で開廷した憲法院で宣誓を行う。

共和国大統領職が空席となっているときの共和国副大統領の死亡、辞任もしくは絶対的な職務遂行不可能の場合には、共和国大統領の職務は首相によって行使される。首相は本憲法の第70条、第75条第1段落、第177条を用いることができない。

第63条 [大統領の執行権]

共和国大統領は、執行権の排他的保持者である。

第64条 [大統領と政策]

共和国大統領は、国民の政策を決定し、導く。

第65条 [大統領と法律など]

共和国大統領は、法律と司法による決定の執行を保障する。共和国大統領は、共和国の領土全体に規則を適用する。

第66条 [大統領と恩赦]

共和国大統領は、恩赦の権限を持つ。

第67条 [大統領と行政]

共和国大統領は、行政の長である。共和国大統領は、文民、軍人の職への任命を行う。

第68条 [大統領と軍]

共和国大統領は、軍の最高の長である。共和国大統領は、国防と治安の諸評議会、諸委員会を主宰する。

第69条 [大統領と信任状の授受]

共和国大統領は、大使と特使に信任状を渡して外国等や国際機関に派遣する。大使と特使は、共和国大統領に信任状を渡して派遣を受け入れられる。

第70条 [大統領と政府の任免]

共和国大統領は、政府の長である首相を任命する。共和国大統領が、首相の職務を終了させる。

首相の提案に基づき、共和国大統領は、政府のほかの構成員を任命し、権限を決定する。共和国大統領は、同じ条件において、政府の構成員の職務を終了させる。

第71条 [大統領と大臣会議]

共和国大統領は、大臣会議を主宰する。大臣会議は、以下の事項を義務として審議する。

- 国家の一般政策を定める決定
- 政府提出法律案、オルドナンスと一般規制デクレの案
- 国家の上級職に関する任命であって、法律によって名簿が作成されるもの

第72条 [大統領と憲法院など]

政府提出法律案とオルドナンスの案は、大臣会議での検討に先立ち、共和国大統領の付託により、憲法院に意見を諮ることができる。

一般規制デクレの案は、大臣会議での検討に先立ち、共和国大統領の付託により、コンセイユ・デタに意見を諮ることができる。

第73条 [例外的措置]

共和国の制度、国民の独立、領土の一体性、国際的誓約の遂行が、深刻かつ危急に脅かされているとき、ならびに、憲法に基づく公権力の正常な機能が中断されているとき、共和国大統領は、国民議会議長、元老院議長、憲法院院長に必ず諮ったのち、状況が要請する例外的措置をとることができる。

共和国大統領は、そのことについて国民に親書で伝える。

国会は、当然の法的権利として開会する。

危機の終了は、共和国大統領の親書により国民に対して確認される。

第74条 [大統領と法律]

共和国大統領は、国会の構成員とともに、法律の発議権を持つ。

共和国大統領は、確定的に採択された法律の送付を受けてから30日のあいだに、法律を審署することを保障する。審署の期限は、緊急時には5日に短縮される。

本条で定められた期限の終了までに共和国大統領によって審署されなかった法律は、同法が憲法に適合していれば、国会の両院いずれかの議長が付託を受けた憲法院によって、執行力を持つことが宣言される。

共和国大統領は、審署の期限が切れる前に、国会に対して、法律もしくは一部の条文についての再審議を求めることができる。この再審議は拒否されない。

共和国大統領はまた、審署の期限までのあいだに、第1回の審議で法文が採択された会期の次の会期に当該審議がなされることを求めることができ、これは当然の法的権利として認められる。

再審議の際の票決は、国会の現職の構成員の絶対多数によってなされる。

第75条 [大統領と国民投票]

共和国大統領は、両院合同会理事部への諮問ののち、人民の直接の諮問を求めるべきとされるすべての法文や質問を、国民投票に付すことができる。

国民投票が法文を採択するとの結論を出したときには、共和国大統領は、第74条第2段落で定められた期限までに、この法律を審署する。

第76条 [大統領権限の委任]

共和国大統領は、デクレにより、自らの権能の一部を、共和国副大統領、首相、その他の政府の構成員に委任することができる。

第77条 [大統領権限の時限的委任]

共和国大統領は、デクレにより、自らの権能の一部を、首相もしくは首相の代行を担う政府の構成員に、委任することができる。この権能の委任は、時限的かつ明確に定められた事項もしくは主題についてのものでなければならぬ。

第3節 共和国副大統領

第78条 [副大統領の任期・被選挙権]

共和国副大統領は、直接普通選挙によって5年の任期で選出される。共和国副大統領は、1回しか再選できない。

共和国副大統領職への立候補者は、市民的権利と政治的権利を享受していなければならない。かつ35歳以上でなければならない。共和国大統領職への立候補者は、父もしくは母が生まれながらのコートジボワール人である、コートジボワール国籍のみを持つ者でなければならない。

第79条 [副大統領の就任]

選出された共和国副大統領は、法律で定められた条件のもとで、厳粛法廷にて開廷した憲法院で、宣誓を行う。

本憲法の第60条、第61条の規定は、共和国副大統領には適用されない。

第80条 [副大統領の職務]

共和国副大統領は、共和国大統領の委任に基づき行動する。

共和国副大統領は、共和国大統領が国の領土の外にあるときに、この代理を務める。この場合、共和国大統領は、デクレにより、議事と日を定め、首相に大臣会議の主

宰を委任することができる。

第4節 政府

第81条 [政府の構成・職務]

政府は、政府の長である首相と大臣を含む。

政府は、共和国大統領によって定められた国民の政策の実現を担当する。

第82条 [首相の職務]

首相は、政府の行動を進行させ、調整する。

首相は、大臣会議の準備会である政府会議を主宰する。

首相は、共和国大統領と共和国副大統領が国の領土の外にあるときに、共和国大統領の代理を務める。

第83条 [大統領への責任]

首相と大臣は、連帯して共和国大統領に対して責任を持つ。

政府の長である首相の辞任は、政府全体の辞任をもたらす。

第84条 [閣僚の兼任禁止]

政府の構成員の職務は、あらゆる公的雇用ならびに職業活動と兼任不可である。

政府の構成員に任命された国会議員は、閣僚の職務にあるあいだ、国会の議席を占めることができない。

第60条の第2、第3段落の規定が、職務にあるあいだの政府の構成員に適用される。

第4章 立法権

第1節 立法府の構成

第85条 [二院制]

立法権は、国会により行使される。国会は、国民議会と元老院で構成される。

第2節 国会議員の身分

第86条 [国民議会議員の任期]

国民議会議員は、直接普通選挙によって5年の任期で選出される。

第87条 [元老院]

元老院は、地方公共団体とコートジボワール国外に居を定めたコートジボワール人の代表を担う。

元老院議員は、その3分の2は、間接普通選挙で選出される。元老院議員の3分の1は、政治、行政、経済、科学、文化、スポーツ、職業、社会の領域における顕著な専門性と有能さを認められたコートジボワール人のなかから、共和国大統領によって指名される。

元老院議員の任期は、5年である。

第88条 [国会議員の納税義務]

すべての国会議員は、適正な納税の義務を課されている。

第89条 [立法期]

立法期の期間は、両院とも5年である。

国会議員の任期は、更新可能である。

国民議会と元老院の議長は、それぞれ立法期を任期として選出される。

第90条 [立法府の権限など]

各院の権限は、立法期最終年の通常会終了時に失効する。

国民議会議員と元老院議員の選挙は、各院の権限の失効前に実施される。

各院の構成員の数、被選挙権と指名の条件、被選挙不可と兼任不可に該当する条件、投票の方法、ならびに国民議会議員と元老院議員の議席が空席になった場合の新しい選挙もしくは新しい指名手続きの実施条件は、組織法律が定める。

国会議員の手当の額と特典は、組織法律で定められる。

第91条 [国会議員の免責]

いかなる国会構成員も、職務遂行時になされた意見表明や投票に関して、起訴、捜査、逮捕、勾留、審判を受けることがない。

第92条 [国会議員の不逮捕特権]

いかなる国会構成員も、会期中、重罪もしくは軽罪に関し、現行犯の場合を除き、当該議員が所属する院の承認のあるときしか起訴、逮捕されない。

いかなる国会構成員も、会期外に、現行犯、承認された起訴、確定した判決の場合を除き、当該議員が所属する院の理事部の承認があるときしか逮捕されない。

国会構成員に対する勾留もしくは起訴は、当該議員が所属する院が要求した場合には中断される。

第3節 国会の権限

第93条 [国会の職務]

国会は、法律の票決を行い、租税に同意する。

国会は、政府の行動を監視し、公共の政策を評価する。

第4節 国会の組織と運営のあり方

第94条 [通常会]

毎年、国会は、当然の法的権利として、1回の通常会を開会する。

国民議会での会は、4月の最初の就業日に始まり、12月の最後の就業日に終了する。

元老院での会の開始は、国民議会での会の開始から7就業日後であり、国民議会での会の終了の7就業日前に終了となる。

各院は、通常会の会期中に開催する審議日数を定める。

第95条 [臨時会]

国会の臨時会は、共和国大統領もしくは国

会構成員の絶対多数の要求に基づき、あらかじめ定められた議事日程のもとで、各院の議長によって召集される。

臨時会は、議事日程が終了次第、閉会となる。

第96条 [国会議員の票決権]

各国会議員は、国民全員の代表である。

命令的委任は、無効である。

国会構成員の投票権は、一身上のものである。しかしながら、国会構成員が、病気、政府もしくは国会が彼に与えた任務や職務の遂行、兵役義務の遂行、そのほかの正当な理由のいずれかにより欠席できない場合には、投票の委任が認められる。何人も、1回の投票に際して、1票を超える投票の委任を受けることができない。

第97条 [議事の公開]

国会の両院の審議は、公開である。

しかしながら、各院は、共和国大統領または構成員の3分の1の要求により、傍聴禁止会として開くことができる。

各院での議論の完全な議事録は、コートジボワール共和国官報に刊行される。

第98条 [両院合同会]

国民議会と元老院は、共和国大統領の求めにより、両院合同会で開会する。

国民議会議長が、両院合同会の議長を務める。国民議会議長は、両院合同会の副議長である元老院議長に補佐される。

審議の理事部は、国民議会の理事部である。

第99条 [国会の規則]

各院は、自らの規則を定める。

発効に先立ち、各院の規則ならびに事後的な修正は、憲法院に付託され、合憲性を判定される。憲法院は、15日以内に裁定する。

第 100 条 [野党の権利]

国会の野党は、すべての審議段階において、適切かつ実質的な代表を保障される権利を持つ。

第 5 章

立法権と執行権の関係

第 1 節 法律と規則の領域

第 101 条 [法律事項]

法律は、以下に関するものの規則を定める。

- 市民の資質と資格、公民権、公的自由の行使のために市民に付与されている基本的保障、メディアの自由と多元性と独立、国防のため市民の人と財産に賦課される義務
- 国籍、人の身分と能力、夫婦財産制、相続、恵与
- 慣例と風習が申し立てられ、憲法の基本的な原則と調和を得るための手続き
- 重罪と軽罪の定義、それに与えられる刑罰の定義、刑事事件手続き、大赦
- 司法裁判所、行政裁判所の組織、ならびにそこでの手続き
- 司法官、裁判所付属吏ならびに司法補助職の身分
- 公務員の身分規程
- 知事団の身分
- 外交団の身分
- 地方公共団体の人員の身分
- 軍に携わる者の身分
- 国の警察の人員の身分
- あらゆる性格の賦課に関する基準、率、徴収方法
- 通貨の発行制度
- 国会と地方議会の選挙制度
- 経済社会活動の公的運営のあり方
- 公施設の範疇の創設
- 行政の組織全般

— 戒厳令と緊急事態

— 国民の諸語の振興と発展の条件

法律は、以下の基本的な原則を定める。

- 教育と科学研究
- 国防組織
- 財産権、物権、民事債務、商事債務
- 労働法、組合法、社会的組織
- 国と地方公共団体の所有財産の譲渡と管理
- 公的部門から民間部門への企業の移転
- 共済組織と貯蓄
- 環境の保護と持続的開発
- 生産組織
- 政党の制度と野党の地位
- 輸送体制ならびにテレコミュニケーション
- 国家の歳入と支出の制度
- 国家の経済社会行動の目標の策定
- 公権力の組織と機能

第 102 条 [組織法律]

組織法律は、憲法によって計画と資格を与えられた種々の制度、構造、システムについて、組織や運営のあり方に関連する措置を定め、補完する目的を持つ法律である。

組織法律は、以下の条件のもとで、票決、修正される。

- 組織法律の政府提出案も議員提出案も、提出から 15 日の期間が経過したあとにしか、最初に付託された院での審議と票決に付されない。第 109 条、第 110 条の手続きが適用される。
- 組織法律の政府提出案も議員提出案も、国会の両院ともに、現職の構成員の絶対多数という同じ条件で採択される。ただし、両院の一致がない場合には、法文は、国民議会の最終読会での現職構成員の 3 分の 2 の多数によってしか採択されない。
- 組織法律は、憲法院により合憲性が宣言されたあとでなければ、審署されない。

第 103 条 [規則事項]

法律領域以外の事柄は、規則の領域に属する。

立法的な形態を持つ法文であって、この憲法の発効前に決定されたものは、憲法院の諮問ののちに制定されたデクレによって修正することができる。

第 104 条 [戦争の宣言]

戦争の宣言は、国会によって承認される。

両院が不一致の場合には、決定は国民議会議に存する。

第 105 条 [戒厳令]

戒厳令は、大臣会議のデクレによって決定される。国会は、会期中でない場合は、法律上当然に開会する。

戒厳令の 15 日を超えての延長は、国会によってしか承認されない。両院は、それぞれ現職構成員の単純多数で意志を表明する。

両院が不一致の場合には、国民議会議の票決が卓越する。

第 106 条 [立法の授権]

共和国大統領は、自らの計画を執行するために、通常は法律の領域に属する措置を、限られた期間のあいだ、オールドナンスによってとれるよう、法律によって承認することを国会に求めることができる。

オールドナンスは、可能であれば憲法院の諮問を経たのち、大臣会議によって決定される。オールドナンスは、発表と同時に効力を持つが、追認のための政府提出法律案が、授権法律で定められた期日までに国会に提出されなかった場合には、失効する。

本条の第 2 段落で言及された期間が終了したあとは、オールドナンスに含まれている立法領域に関する定めは、法律によってしか修正されえない。

第 2 節 立法手続き

第 107 条 [国会議員の権限]

国会の構成員は、修正権を持つ。

国会の構成員により提出された法律案もしくは修正案は、その採択が結果として、公的資産の減少や、公的負担の新たな発生もしくは増加をもたらす場合には、それに相当する歳入の増加もしくは予算の削減を伴わないかぎり、受理されない。

第 108 条 [不受理]

法律の領域に属しない提案もしくは修正案は、不受理となる。不受理は、各院の議長によって宣言される。

異議申し立ての場合は、憲法院が、共和国大統領もしくは 10 分の 1 以上の国会議員から付託を受け、付託の日から 8 日以内に裁決を下す。

第 109 条 [両院での審議手順]

政府提出法律案と議員提出法律案は、国民議会議と元老院の理事部に同時に提出される。

政府提出法律案と議員提出法律案は、各院の委員会で検討される。

他院で票決された法文を付託された院は、送付された法文について審議する。

ただし、政府提出法律案は、最初に付託された院で、共和国大統領から提示された法文について審議する。

第 110 条 [国会同数合同委員会など]

すべての政府提出法律案と議員提出法律案は、同一の法文を採択するため、国会の両院で連続して審議される。

政府提出の予算法律案は、初めに国民議会議に付託される。

地方公共団体に関する政府提出法律案と議員提出法律案は、初めに元老院に付託される。

両院の不一致ののち、政府提出法律案もしくは議員提出法律案が各院の第 2 読会で採択

されない場合、もしくは、両院それぞれでの第1読会後に共和国大統領が緊急を宣言した場合には、共和国大統領は、審議中の措置についての法文を提案する任務にあたる国会同数合同委員会を召集できる。

国会同数合同委員会によって作成された法文は、共和国大統領によって、承認のため両院に付託することができる。共和国大統領の同意ある場合を除き、いかなる修正も認められない。

国会同数合同委員会が、合意された法文の採択に至らない場合、もしくはその法文の採択につき両院で不一致が続く場合には、共和国大統領は、国民議会に最終決定を下すよう要求する。この場合、国民議会は、国会同数合同委員会が作成した法文か、国民議会によって最後に票決された法文であって、必要に応じ元老院で採択されたひとつもしくは複数の修正を施したものを選び取ることができる。

第111条 [予算法律]

国会は、組織法律で定められた条件にしたがい、予算法律案を票決する。

第112条 [予算法律の審議]

国会は、通常会の終了前に予算法律案を付託される。予算法律案は、支出全体の充当に必要な歳入を用意する必要がある。

国会は、均衡予算を票決する。

もし、国民議会が、予算法律案の提出から40日の期間のあいだに第1読会で判断を示せない場合は、共和国大統領は、元老院に付託し、元老院は15日の期間内に裁決する。続いて、第110条で定められた条件に則った手続きがなされる。

もし、国会が、70日の期間のあいだに判断を示せない場合は、予算法律案はオールドナンスによって発効する。

共和国大統領は、追認の立法のため、15日の会期の臨時会に召集された国会に付託する。

もし、国会が、この臨時会の会期末までに

予算を票決できない場合、予算はオールドナンスによって確定的に成立される。

もし、予算法律案が、予算の執行開始までに審議されるのに適した時期に提出されなかった場合には、共和国大統領は、緊急に国会に対して、前年予算の12分の1を暫定的予算とする許可を求める。

第113条 [憲法院への付託]

法律は、審議の前に、共和国大統領、国民議会議長もしくは元老院議長、あるいは10分の1以上の国民議会議員もしくは元老院議員が代表党派により、憲法院への付託が可能である。

合法的に設立された人権擁護団体は、同様に、公的自由に関する法律を、審議前に憲法院に付託することができる。

公的自由に関する法律は、審議前に、人権擁護を担当する機関に回付される。

憲法院への付託は、審議までの期限を停止する。

憲法院は、付託から15日以内に裁決する。

第3節 執行府と国会の連絡

第114条 [大統領の親書]

共和国大統領は、毎年、両院合同会で開会した国会に、国民の状態に関する親書を発表する。この親書は、共和国副大統領による代読が可能である。

共和国大統領の親書に対して、審議はなされない。

第115条 [大統領の国会への意見]

共和国大統領は、国会の各院での直接、もしくは、共和国副大統領によって代読される親書によって、国民議会と元老院に対して意見を伝える。

意見に対して、審議はなされない。

第4節 政府の活動の統制と公共政策の評価

第116条 [政府と国会の委員会]

政府の構成員は、国会の委員会に出席できる。政府の構成員は、委員会の依頼により意見を聴取される。

政府の構成員は、政府委員の補佐を受けることができる。

第117条 [国会と政府の情報伝達]

政府の行動に関し、国会が持つ情報伝達手段は、口頭質問、書面質問、調査委員会、評価ミッションである。

通常会の会期中、月ごとに1審議が、国会各院の構成員による質問と、それに対する共和国大統領の回答に、優先的に確保される。

共和国大統領は、国会の構成員からの質問に対する回答権限を、政府の長と大臣に委任することができる。

その機会に、国会は、政府に対する提案の決議をすることができる。

第118条 [国民所得勘定など]

国会は、予算法律で定められた様式にのっとり、国民所得勘定を定める。

決算法律案は、予算執行から遅くとも1年後までに、国会に提出されなければならない。

会計院は、予算法律の執行管理と自らの管轄に関連する領域において、国会と政府を補佐する。

第6章

国際的な条約と合意

第1節 交渉と批准

第119条 [条約の交渉と批准]

共和国大統領は、国際的な合意および条約を、交渉し、批准する。

共和国大統領は、批准に付されない国際的

合意の締結に向けたすべての交渉を知らされる。

第120条 [条約法律主義]

平和条約ならびに国際組織の創設に関する条約もしくは合意であって、国家の法律を修正するものは、法律のあとにしか批准されえない。

批准のための承認法律は、憲法院の監督に付される。

第121条 [国際刑事裁判所]

共和国は、1998年7月17日に採択された条約に定められた条件のもとで、国際刑事裁判所の管轄権を承認する。

第122条 [条約が憲法違反の場合]

もし、共和国大統領、国民議会あるいは元老院の議長、もしくは10分の1以上の国民議会議員あるいは元老院議員の付託を受けた憲法院が、国際的な条約もしくは合意が憲法に反する条項を含むと宣言した場合には、憲法改正後にしか、批准の承認がなされえない。

第2節 条約の権威

第123条 [法律への優越]

通常通りに批准された条約もしくは合意は、それぞれの条約や合意が相手国においても適用されていることを条件として、発効され次第、法律より上位の権威を持つ。

第7章

アフリカ諸国間の提携、協力、統合

第1節 アフリカ統一

第124条 [提携・統合協定]

コートジボワール共和国は、ほかのアフリカの国家と、アフリカ統一の実現を視野に入

れた主権の部分的放棄を含む、提携もしくは統合の協定を締結することができる。

コートジボワール共和国は、提携した国家とのあいだに、共同の運営、協調、自由な協力のための政府間組織を創設することを受け入れる。

第2節 合意の目的

第125条 [目的]

第124条に言うこれらの組織は、とりわけ以下の目的を持つことができる。

- 通貨、経済、財政政策の調和
- 関税同盟の創設
- 連帯基金の創設
- 開発計画の調和
- 外交政策の調和
- 国防を確保するための専門的手段の共同設置
- 司法組織の調整
- 人と財の安全と保護に関する協力
- 大規模犯罪とテロリズムの撲滅に関する協力
- 腐敗とそれに類似した違反の撲滅に関する協力
- 脱税と税金逃れの撲滅に関する協力
- 高等教育、科学研究、技術革新に関する協力
- 教育、技術教育、職業訓練に関する協力
- 保健衛生に関する協力
- 公務員の身分ならびに労働権に関する規則の調和
- 交通、コミュニケーション、通信に関する調整
- 環境保護と天然資源の管理に関する協力

第8章 憲法院

第1節 管轄

第126条 [憲法院の地位]

憲法院は、憲法に関する裁判機関である。憲法院は、独立かつ不偏不党である。

憲法院は、公権力の機能の調整機関である。憲法院は、合憲性全体に対する法律の適合性の審判者である。

憲法院は、大統領選挙と国会議員選挙の管理の審判者である。

第127条 [憲法院の職務]

憲法院は、以下を裁決する。

- 大統領選挙への立候補者の被選挙資格。
憲法院は、選挙を担当する独立委員会が立候補者の申請書類を確認し、立候補者の暫定名簿を公開したあとで、第1回投票の15日前までに大統領選挙への立候補者の確定名簿を決定し、公開する
 - 国会議員選挙への立候補者の被選挙資格。
国民議会議員と元老院議員の選挙への立候補者の確定名簿は、選挙を担当する独立委員会によって作成され、公開される
 - 共和国大統領、国民議会議員、元老院議員の選挙に関連する異議申し立て
 - 国民議会議員と元老院議員の資格剥奪
- 憲法院は、大統領選挙の確定結果を宣言する。
- 憲法院は、国民投票の作業の適正性を管理し、その結果を宣言する。

第2節 構成

第128条 [憲法院の構成]

憲法院は、次のように構成される。

- 1人の院長
- 元共和国大統領、ただし明示的に断念が表明された場合は除く

—6人の委員、うち3人は共和国大統領が、
2人は国民議会議長、1人は元老院議長が
指名
憲法院は、3年ごとに半分が改選される。

第3節 構成員の身分

第129条 [憲法院院長]

憲法院院長は、司法あるいは行政分野での
紛れの無い有能さと専門性を認められた人物
のなかから、再任不可能な6年の任期で、共
和国大統領によって任命される。

職務開始に先立ち、憲法院院長は、憲法に
照らし、共和国大統領に以下の文言で宣誓す
る。

「私は、よく、忠実に職務を果たすこと、
憲法の尊重のもとで十全に独立し、不偏不党
に職務を果たすこと、討論と票決の秘密を職
務の終了後においても守ること、司法、政治、
経済、社会の領域に関するいかなる立場も公
的にとらないこと、憲法院の管轄にかかわる
問題に関して、私的な身分でいかなる助言も
行わないことを誓います。」

第130条 [憲法院委員]

委員は、司法あるいは行政分野での紛れの
ない有能さと専門性を認められた人物のなか
から、再任不可能な6年の任期で、共和国大
統領によって任命される。

職務開始に先立ち、委員は、憲法に照らし、
憲法院院長に以下の文言で宣誓する。

「私は、よく、忠実に職務を果たすこと、
憲法の尊重のもとで十全に独立し、不偏不党
に職務を果たすこと、討論と票決の秘密を職
務の終了後においても守ること、司法、政治、
経済、社会の領域に関するいかなる立場も公
的にとらないこと、憲法院の管轄にかかわる
問題に関して、私的な身分でいかなる助言も
行わないことを誓います。」

最初の憲法院は、以下を含む。

—うち2人を国民議会と元老院の議長が指

名する3人の委員で、共和国大統領によ
り任期3年で任命される者
—うち1人を国民議会議長が指名する3人
の委員で、共和国大統領により任期6年
で任命される者

第131条 [兼任禁止・職務遂行不可能]

憲法院の構成員の職務は、すべての政治的
な職務、すべての公的もしくは選挙の委任に
よる雇用、すべての職業活動の行使と兼任不
可である。兼任不可の事例に該当したならば
憲法院の構成員は、すべからず強制的に免職
される。

死亡、辞任、もしくは何らかの理由での絶
対的な職務遂行不可能の場合には、院長と委
員には、8日以内に後任が置かれ、任期の残
り期間を務める。

第132条 [不逮捕特権]

憲法院の構成員は、何人たりとも、その職
務期間中に、現行犯の場合を除き、憲法院の
承認のあるときしか、重罪もしくは軽罪に関
し、起訴、逮捕、勾留、審判を受けることが
ない。

第4節 組織と運営

第133条 [法律案の諮問]

共和国大統領の付託により、政府提出もし
くは議員提出の法律案を憲法院の諮問に付す
ことができる。

国民議会議長もしくは元老院議長の付託に
より、政府提出もしくは議員提出の法律案を
憲法院の諮問に付すことができる。

第134条 [合憲性の審査]

第120条に定める国際的誓約の批准前のも
の、国会の手続きにより採択された憲法的法
律、審署前の組織法律、適用前の国会構成院
の規則は、憲法院に付託されねばならず、憲
法院がその合憲性について宣言を行う。

憲法院の裁決のあいだ、審署や発効までの期限は停止される。

第135条 [違憲性の抗弁]

すべての訴訟人は、抗弁の手続きにより、法律の違憲性をあらゆる裁判所に提起することができる。

法律への異議申し立てを提起された裁判所は、裁決を猶予し、訴訟人に15日の期限を付与して、憲法院に付託する。この期限の満了時に、請求者が憲法院への付託のための証拠を提出していない場合、提起を受けた裁判所が裁決する。

第136条 [組織法律]

組織法律が、憲法院の組織と運営の規則、憲法院の裁決のために与えられる手続きと期間を定める。

第5節 決定の権威

第137条 [違憲宣言]

訴訟の手続きにより憲法院に付託された場合では、憲法に違反すると宣言された法律や措置は、審署も適用もされない。憲法に違反する法律と措置は、すべてにおいて無効である。

抗弁の手続きにより憲法院に付託された場合では、憲法院の決定が、訴訟の当事者を超え、すべてに対して強制である。憲法院によって非憲法的と宣言された法律と措置は、廃止される。

第138条 [決定の効力]

憲法院の決定については、いかなる上訴の余地もない。憲法院の決定は、公権力、すべての行政的、司法的、軍事的権威、すべての自然人や法人に対して強制である。

第9章 司法権

第1節 司法官の身分

第139条 [司法権]

司法権は独立である。

共和国大統領は、司法権の独立を保障する。共和国大統領は、司法官職高等評議会によって補佐される。

第140条 [司法官の地位]

裁判官は罷免されない。裁判官は、職務上必要である場合を除き、同意なしに配置転換されない。裁判官は、義務の不履行があり、司法官職高等評議会が根拠に基づいて決定を下したときしか、職務からの解任、職務停止、懲戒処分を受けない。

司法官は、任務の完遂を損なう効果を持つ、すべての干渉、圧力、介入、工作から保護される。自らの独立が脅かされていると考える場合には、判事は、司法官職高等評議会に付託する権利を有する。

判事は、法律の権威にしか従属しない。

第141条 [司法官の義務]

司法官は、有能でなければならない。司法官は、職務遂行において不偏不党、中立、誠実を示さねばならない。これらの義務の欠如は、すべからず職責違反にあたる。

第142条 [司法官の保護]

司法官は、職務の遂行時もしくは遂行しようとするとき、名誉、尊厳、安全の面において、当人を標的とする侮辱、挑発、脅迫から保護される。

現行犯もしくは確定した判決を除き、司法官は、何人たりとも、司法官職高等評議会の承認のあるときしか、重罪もしくは軽罪に関し、起訴、逮捕、勾留、審判を受けることがない。

第2節 司法の組織

第143条 [司法の適用]

司法は、コートジボワール人民の名のもとに、最高院、会計院、控訴院、第一審裁判所、地方行政裁判所、地方会計検査委員会によって、国家の領土全体に適用される。

第144条 [最高院と会計院]

最高院と会計院は、司法権を代表する2つの裁判機関である。

第3節 司法官職高等評議会

第145条 [司法官職高等評議会の主宰]

司法官職高等評議会は、現職もしくは退職した高位の司法官のなかから、共和国大統領によって任命された者により主宰される。

第146条 [司法官職高等評議会の職務]

司法官職高等評議会は、

- 司法官職の独立と司法官の職業倫理に関するすべての問題を検討する
- 最高院と会計院の司法官、控訴院の院長、第一審裁判所の所長の任命に関する提案を行う
- そのほかの裁判官の任命、異動、昇進に関する諮問を行う
- 裁判官と検察官の規律養成について裁決する

司法官職高等評議会の決定には、上訴の余地がある。

組織法律が、司法官職高等評議会の構成、組織、運営のあり方を定める。

第4節 最高院

第147条 [最高院の職務と構成]

最高院は、司法機構と行政機構が管轄する法律の適用を監督する。

最高院は、これら両機構の管轄間での権限

の対立を解決する。

最高院は以下を含む。

— 破毀院

— コンセイユ・デタ

組織法律が、最高院の構成、組織、運営のあり方を定める。

第148条 [破毀院]

破毀院は、司法機構の最上位の裁判機関である。破毀院は、裁判機構の諸院や裁判所において終審として下された判決の破毀を求める訴えを、最高権限として裁決する。

第149条 [コンセイユ・デタ]

コンセイユ・デタは、行政機構の最上位の裁判機関である。コンセイユ・デタは、地方行政裁判所ならびに行政係争に特化した行政裁判機関において終審として下された判決について、最高権限として裁決する。

コンセイユ・デタは、中央の行政機関ならびに国としての権限を持つ機関の行為の取消を求める訴えの、始審と終審の裁判権を持つ。

コンセイユ・デタは、そのほかに、諮問の機能を果たす。この資格において、コンセイユ・デタは、行政的性格を持つすべての問題について、共和国大統領から意見を請求される。

第150条 [最高院院長]

最高院院長は、司法分野での紛れのない有能さと専門性を認められた人物のなかから、1回再任が可能な5年の期間で、共和国大統領により任命される。

破棄院院長とコンセイユ・デタ委員長は、司法官職高等評議会の諮問ののち、大臣会議のデクレによって任命される。

破棄院院長とコンセイユ・デタ委員長は、最高院の副院長である。

第 151 条 [破棄院とコンセイユ・デタの構成など]

破棄院とコンセイユ・デタの構成、権限、組織、運営のあり方は、それぞれ法律で定める。

第 5 節 会計院

第 152 条 [会計院]

会計院は、公財政の最高管理機関である。

会計院は、裁判、管理、諮問の権限を持つ。

会計院は、国家、国の公施設、地方公共団体、独立行政権威、国家もしくは公法上の法人からの財政賛助を享受するすべての機関、公企業とその系列組織からの財政賛助を享受するすべての機関が利用している会計の運営を管理する。

第 153 条 [会計院院長]

会計院院長は、経済、経営、会計あるいは公財政の分野での紛れのない有能さと専門性を認められた人物のなかから、1 回再任が可能な 5 年の期間で、共和国大統領により任命される。

第 154 条 [会計院の構成など]

会計院の構成、権限、組織、運営のあり方は、組織法律で定める。

第 6 節 司法決定の権威

第 155 条 [司法決定の権威]

司法の決定は、執行力を持つ。司法の決定は、公権力、すべての行政的、司法的、軍事的権威、すべての自然人や法人に対して、強制である。

公的機関は、司法の決定を執行し、執行させる義務を負う。

第 10 章 高等法院

第 1 節 権限

第 156 条 [高等法院の職務]

高等法院は、例外裁判機関である。

高等法院は、共和国大統領、共和国副大統領、政府の構成員を裁く。

第 157 条 [大統領の起訴]

共和国大統領は、大反逆罪の場合にしか、自らの職務遂行に関する責任を負って高等法院に起訴されることがない。

第 158 条 [副大統領と閣僚の起訴]

高等法院は、職務遂行のなかでなされた重罪と軽罪と見なされる事項を理由とする、共和国副大統領と政府の構成員の審理を管轄する。

第 159 条 [罪刑法定主義]

高等法院は、追及されるべき事項がなされた時点で有効だった刑法に由来する、重罪もしくは軽罪の定義ならびに刑罰の内容に拘束される。

第 2 節 構成

第 160 条 [高等法院の構成]

高等法院は、立法期最初の会期以降、国民議会と元老院により構成員のなかから同数ずつ選出された者で構成される。高等法院は、最高院院長により主宰される。

第 3 節 組織と運営

第 161 条 [告訴の成立条件]

共和国大統領、共和国副大統領、政府の構成員に対する告訴は、国会での秘密投票によって票決され、共和国大統領については 3 分

の2の多数、共和国副大統領と政府の構成員については絶対多数によって成立する。

第162条 [組織法律]

組織法律が、高等法院の構成員数、権限、運営規則ならびに同院での裁判手続きを定める。

第11章

経済社会環境文化委員会

第1節 権限

第163条 [委員会の職務]

経済社会環境文化委員会は、政府提出法律案ならびにオルドナンスとデクレの案に対して、また、同委員会に付託された議員提出法律案について意見を述べる。

経済、社会、環境、文化にかかわる性格を持つ計画に関する政府提出法律案は、経済社会環境文化委員会にて意見を諮られる。

共和国大統領は、経済、社会、環境、文化にかかわる性格を持つあらゆる問題について、経済社会環境文化委員会に諮問することができる。

第2節 構成と運営

第164条 [組織法律]

経済社会環境文化委員会の構成ならびにその運営規則は、組織法律で定められる。

第12章

共和国幹旋員

第1節 共和国幹旋員の権限

第165条 [共和国幹旋員の地位]

公共サービスの職務を付与された独立行政

機関である、「共和国幹旋員」と名付けられる仲裁組織が創設される。共和国幹旋員は、いかなる権威からも指導を受けない。

共和国幹旋員は、行政に携わる者と行政を受ける者のあいだのよき仲介者である。

第2節 共和国幹旋員の身分

第166条 [共和国幹旋員の選出]

共和国幹旋員は、国民議会議長と元老院議長への諮問ののち、再任不可能な6年の任期で、共和国大統領によって任命される。

共和国大統領から付託された憲法院により死亡、辞任もしくは絶対的な職務遂行不可能が宣言された場合には、共和国幹旋員には8日以内に後任が当てられる。

第167条 [兼任禁止]

共和国幹旋員の職務は、すべての政治的職務、すべての公的雇用、すべての職業活動と兼任不可である。

第168条 [共和国幹旋員の免責]

共和国幹旋員は、職務遂行時になされた意見表明や投票に関して、起訴、捜査、逮捕、拘留、審判を受けることがない。

第3節 共和国幹旋員の組織と運営について

第169条 [組織法律]

共和国幹旋員の権限、組織、運営のあり方は、組織法律で定められる。

第13章

地方公共団体

第1節 構成

第170条 [地方公共団体の種類]

地方公共団体は、レジオンとコミューンで

ある。

第 171 条 [法律による創設・廃止]

そのほかの地方公共団体は、法律によって創設、廃止される。

第 2 節 組織と運営

第 172 条 [地方公共団体の地位]

法律は、地方公共団体の自由な行政、権限、資源に関する基本原則を定める。

地方公共団体において、知事は国家の代表者である。知事は、国の利益、法律の尊重、監督の管理に責任をもつ。

いかなる地方公共団体も、他の地方公共団体に対して監督を行使しない。

第 173 条 [地方公共団体の資源]

地方公共団体は、法律で定められた条件のもとで、自由に処分できる資源を享受する。地方公共団体は、すべての種類の課税収入の全部もしくは一部を受け取ることができる。

財政収入と地方公共団体固有のその他の資源は、地方公共団体の資源全体の決定的な部分をなす。

第 174 条 [中央からの権限の移転]

国家と地方公共団体間でのすべての権限の移転は、その執行に充当されていたのと等価の資源の割当を伴う。

第 14 章

伝統的首長制

第 1 節 権限

第 175 条 [伝統的王・首長全国会議]

伝統的首長制は、伝統的王・首長全国会議によって代表される。伝統的王・首長全国会議は、コートジボワールの伝統的王と首長を

束ねる制度である。

伝統的王・首長全国会議は、とりわけ以下を担当する。

— 慣例と風習の活用

— 理想の平和、発展、社会の結びつきの振興

— 諸村落内と共同体間の争いの裁判によらない解決

伝統的首長制は、法律で定められた条件のもとで、領土の行政に参加する。

第 2 節 構成と運営

第 176 条 [組織法律]

伝統的王・首長全国会議の構成と運営規則は、組織法律で定められる。

第 15 章

憲法改正

第 1 節 改正手続き

第 177 条 [発議権と手続き]

憲法改正の発議権は、共和国大統領と国会の構成員の双方に属する。

憲法改正にかかわる政府提出もしくは議員提出の法律案は、国会の両院に同時に提出される。

改正の審議がなされるためには、政府提出改正案も議員提出改正案も、両院合同会構成員の絶対多数で、票決されていなければならない。

憲法改正は国民投票にて、投じられた票の絶対多数の賛成で承認されることによってしか、確定しない。

しかしながら、政府提出、議員提出のいずれの改正案も、共和国大統領が国会に付託すると決定したときは、国民投票にかけられない。この場合、政府提出、議員提出いずれの改正案も、両院合同会で実際に職務にある構

成員の3分の2の多数を得たときしか、採択されない。

国民投票もしくは国会での票決で承認された憲法改正にかかわる法文は、共和国大統領によって審署され、コートジボワール共和国官報に発表される。

第2節 改正権限の制限

第178条 [制限]

いかなる改正手続きも、領土の一体性が侵害されているときには、着手も追求もできない。

政府の共和政体と非宗教性は、改正の対象にできない。

第16章 経過措置と総則

第1節 共和国副大統領の任命

第179条 [初回の副大統領の任命]

本憲法の審署日に現職の共和国大統領は、憲法院による被選挙資格の審査ののち、共和国副大統領を任命する。

共和国大統領は、共和国副大統領の職務を終わらせることができる。

これにより任命された共和国副大統領は、法律で定められた条件のもとで、厳粛法廷で開廷した憲法院で宣誓を行う。

第2節 共和国大統領の空位

第180条 [大統領職空位時の手続き]

共和国大統領の死亡、辞任もしくは絶対的な職務遂行不可能により共和国大統領職が空席になった場合には、共和国大統領の職務は、共和国副大統領により行使される。

新しい共和国大統領は、選出された共和国大統領の任期を務める。新しい共和国大統領

は、第70条、第75条第1段落、第177条を利用できない。共和国大統領の職務を行使する共和国副大統領は、満了していない任期の期間のあいだ、副大統領を任命できない。

もし、新しい共和国大統領その人が、原因が何であれ不都合の状態になった場合には、共和国大統領の職務は、儀礼的序列のもとで政府により行使される。

第3節 諸制度の地位

第181条 [諸機関創設までの経過措置]

新しい制度の設置までのあいだ、確立されている制度が、効力を持つ法律と規則にのっとり職務と権限を引き続き行使する。

第182条 [国会の経過措置]

元老院の創設までのあいだ、国会の権限は、国民議会によって行使される。

本憲法の審署日に現職にある国民議会の任期は、2016年末に切れる。

本憲法の発効後に選出される国会の任期は、2020年12月に満了する。

第4節 法律の継続性

第183条 [法制度の継続性]

新しい法文が作成されている場合を除き、本憲法に反するところのないものについては、コートジボワールで現在有効な法制度が引き続き適用される。

第5節 憲法の効力開始

第184条 [発効]

本憲法は、共和国大統領による審署の日が発効する。

本憲法は、コートジボワール共和国官報に発表される。

* * *

* 本訳は、コートジボワール共和国において、2016年10月30日の国民投票によって採択された、独立以来3つ目となる憲法の条文を、国民投票にかけられた法案（République de Côte d'Ivoire, *Projet de loi portant Constitution de la République de Côte d'Ivoire. 12 octobre 2016*）を底本に訳出したものである（URL: <http://news.abidjan.net/d/13504.asp>）。各条の番号のあとの[]での記述は原文にはなく、訳者が付記した当該条文の概要である（初訳日：2017年6月29日）。